

衆議院財務金融委員会ニュース

【第211回国会】令和5年2月21日（火）、第4回の委員会が開かれました。

1 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）

・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、藤丸内閣府副大臣、井上財務副大臣、中谷経済産業副大臣、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）末松義規君（立憲）、櫻井周君（立憲）、藤岡隆雄君（立憲）、道下大樹君（立憲）、住吉寛紀君（維新）、藤巻健太君（維新）、岬麻紀君（維新）、前原誠司君（国民）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

末松義規君（立憲）

（1） NISA制度の抜本的拡充・恒久化

ア 成長投資枠及び年間投資上限額範囲内において短期売買を繰り返す行為は制度趣旨に反するとの意見に対する大臣の見解

イ 制度の仕組みとして上記アの行為が可能であることの確認

ウ 上記アを踏まえて新たな制限を設ける予定の有無

（2） スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

ア 同措置の適用対象が創業者やエンジェル投資家のみであること及びスタートアップ企業に向けた経済的支援の元手を保有株式の譲渡益に限定する理由

イ スタートアップ企業に向けた経済的支援を促進するため税制措置の適用条件を緩和する必要性

（3） 消費税のインボイス制度導入

ア インボイス制度導入に向けた審議

a 国税審議会における審議が不十分であるとの意見に対する大臣の見解

b 政府税制調査会の議事録で審議内容を確認できるか否かの確認

c インボイス制度は中長期的な課題として位置付けられていることの確認

イ インボイス制度導入に当たり小規模事業者等及び税理士並びに国税職員の事務負担が膨大となることへの懸念

ウ IT導入補助金と小規模事業者持続化補助金に充てられた令和4年度第二次補正予算額及び対象人数

エ 我が国の重要産業を担う免税事業者がインボイス制度導入により廃業に追い込まれる可能性を踏まえて同制度の在り方を抜本的に改める必要性

櫻井周君（立憲）

（1） 内閣府が令和5年1月に公表した「中長期の経済財政に関する試算」

ア 令和4年12月における日銀の金融政策決定会合の決定が同試算に反映されているか否かの確認

イ 「その他」の項目が2023年度から2027年度で5兆円以上減っていることから、5兆円分の防衛費増額が同試算に含まれていることの確認

ウ 2024年度以降は5兆円もの多額の予備費は計上しないことの確認

エ 現状で35兆円程度となっている「その他」の項目から防衛費等を除いた場合、2027年度において20兆円で教育や子育て等の予算を賄うことの実現可能性

オ 令和5年2月15日の予算委員会において岸田内閣総理大臣が発言した、家族関係社会支出（子供、子育て予算）の倍増が同試算に含まれていることの確認

カ 上記オの子供、子育て予算の倍増を実行するか否かについての大臣の見解

キ 上記カの予算増の財源

- (2) 政府経済見通し
 - ア 今回（令和4年12月）の政府経済見通しが過大な予想ではないかとの指摘に対する政府の認識
 - イ 過去10年間において、政府経済見通しが過大となった回数及び過少となった回数
 - ウ 政府経済見通しを正確に行う意思の有無
- (3) 財政健全化
 - ア 大臣所信や財政演説で言及された財政健全化については、本日指摘した事項を踏まえて正確な経済見通しに基づいて進めるべきとの意見に対する大臣の見解
 - イ 財政健全化を進めることについての大臣の決意
- (4) N分N乗方式
 - ア 令和5年2月14日の日本経済新聞に掲載された財務省試算のとおり、所得税にN分N乗方式を導入すると4兆円から5兆円程度の減収となることの確認
 - イ N分N乗方式についての大臣の見解
- (5) 資産所得倍増のために投資を推進した場合、投資の一部が外国に向かいキャピタルフライトが進むのではないかという懸念に対する大臣の見解

藤岡隆雄君（立憲）

- (1) N I S A制度の抜本的拡充・恒久化
 - ア 同制度の拡充が制度趣旨に反する取引（回転売買等）を助長するとの懸念に対する大臣の認識
 - イ 上記アの懸念に対する対策の必要性
- (2) 「貯蓄から投資へ」という政府方針
 - ア 同方針が本格的に提言され始めた時期が平成13年頃であることの確認
 - イ 同方針が示されているながら20年以上家計の金融資産残高におけるシェアが変わらなかった理由
- (3) 木原内閣官房副長官の「一億総株主」との発言
 - ア 同発言について大臣も同じ考えであるか否かの確認
 - イ 「一億総株主」は政府として使用している用語であるか否かの確認
 - ウ 今回の制度改正では投資余力のない人は恩恵を受け取れず格差が拡大する懸念に対し政府として具体的措置を取る考えの有無
 - エ 投資余力のない人に対する対応についての更なる検討の必要性
- (4) ジュニアN I S A制度
 - ア 廃止が決まった理由
 - イ 同制度を廃止しないという選択をする可能性
- (5) 貯蓄から投資への流れ
 - ア 預貯金の減少が国債消化や国債流通市場の取引に与える影響についての大臣の見解
 - イ 金利の先高感がある現状において国債が選好されず取引が成立しないことへの危機感を持つべきとの意見に対する政府の見解
 - ウ 現在の金融政策に鑑み、上記アの影響について問題意識を持ち検討を行う必要性
- (6) 日銀によるE T Fの大量保有
 - ア 金融市場に与える影響及び市場をゆがめているとの認識が大臣にあるかの確認
 - イ 日銀によるE T Fの大量保有の状況について金融教育の中で個人投資家に伝える必要性
- (7) N I S A制度の抜本的拡充に伴う回転売買の防止
 - ア 金融機関に対する監督指針の見直しの内容
 - イ 同指針に反する行為があった場合の監督上の措置
 - ウ 個人への周知方法
- (8) N I S A制度の投資枠の生涯上限額1,800万円という金額といわゆる老後資金2,000万円問題との関係の有無

- (9) 消費税のインボイス制度により免税事業者が取引から排除される等の懸念があることに對し大臣が心を痛めることはないか否かの確認

道下大樹君（立憲）

- (1) 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し
ア 本改正案で災害による損失を雑損失のままとした理由
イ 災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず、災害の有無にかかわらず適用される災害損失控除以外の所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用すべきとの意見に対する大臣の見解
ウ 控除期間の更なる延長も検討すべきとの意見に対する大臣の見解
- (2) 研究開発税制及びオープンイノベーション促進税制の見直し
ア 今回の研究開発税制の見直しが、これまでの同制度の効果を検証した上での見直しであることの確認
イ 今回のオープンイノベーション促進税制の見直しが、これまでの同制度の効果を検証した上での見直しであることの確認及び同制度による税収減とスタートアップ企業への投資額などの把握方法
ウ 両制度の適用企業に対して、その効果等について抽出調査を行うことで制度の見直しに寄与すべきとの意見に対する政府の見解
- (3) 貸与型奨学金の返還額を所得控除の対象として支援することが必要との意見に対する政府の見解
- (4) 教育予算
ア 今国会召集日に行われた財政演説の中にある「教職員定数の合理化等」の意味
イ 加配定数の見直し及び国庫負担の見直しの方向性
ウ 少人数指導では加配定数を減らし、その分を35人学級等の予算に振り分けたことの確認
エ 教職員定数拡大などに向けた予算拡充についての大臣の見解
- (5) 国税庁の役割及び国税職員の定員
ア 法人消費税の還付申告件数が増加傾向にあるものの、この還付申告に対する調査件数が減少している要因及び調査件数を増加する考えの有無
イ 新規発生滞納額が2021年は増加に転じた要因及び消費税滞納発生額の割合が2011年から50%以上で推移している要因
ウ 今後の定員についての国税庁の考え方
- (6) N分N乗方式を導入した国において同方式が出生率に与えた影響

住吉寛紀君（維新）

- (1) 令和5年度税制改正に込められた岸田政権が描く日本の将来像についての政策的メッセージ
- (2) 岸田政権が掲げる「次元の異なる少子化対策」に寄与する措置が令和5年度税制改正に盛り込まれなかった理由
- (3) 「一億円の壁」問題への対応
ア 極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入による税負担の公平性確保の実効性に対する大臣の見解
イ 税負担の公平性確保を図るために総合課税と分離課税の混在を解消する抜本的な所得税制見直しを行う必要性
ウ 上記アの措置の目的が極めて高い水準の所得のみについての税負担の適正化であることの確認及び最低課税額を計算する上での22.5%という適用率の妥当性
エ 税制見直しに当たって金融マーケットに過剰な配慮をしているとの見方に対する政府の認識
オ 上記アの措置は公平性確保のための今後の抜本的な改正に向けた過渡的なものであるという理解

の当否

- (4) 令和5年度税制改正が全体として高所得者を優遇するものとなっているとの見方に対する政府の見解
- (5) 名目経済成長率を上昇させる効果やインボイスが不要な単一税率への移行が可能となる等の観点から消費税減税を行う必要性に対する大臣の見解

藤巻健太君（維新）

- (1) 研究開発税制の見直し
 - ア 研究者や技術者に対する発明の対価の支払いに係る我が国と海外の差異
 - イ 優秀な研究者や技術者が海外に流出する状況に対する政府の認識及び今後の対策
 - ウ 研究環境の整備には国にも一定の責任があり、人材流出や発表論文数の伸び悩みは今までの政策に一因があるとの認識が政府にあるか否かの確認
- (2) スタートアップへの再投資に係る非課税措置
 - ア 開業率やユニコーン企業数が欧米等と比較して低い水準である中で今回の税制措置に至った経緯や今後の方向性
 - イ 創業後の成長及び安定した経営に資するような仕組み並びに再チャレンジできる環境整備の必要性についての政府の所見
 - ウ 会社創業者の個人資産と会社財産を分離する必要性
 - エ 我が国の雇用慣行の主流であるプロパー社員重視や終身雇用制についての政府の所見
 - オ 雇用の流動化、柔軟化についての政府の所見及びそれを推進する方策
- (3) ジュニアNISA制度
 - ア 同制度の金融教育的側面から見た意義
 - イ 高齢世代から若年世代への資産の世代間移転を促す枠組みの必要性

岬麻紀君（維新）

- (1) 資産所得倍増プランにおいて令和6年中に設立するとされた金融経済教育推進機構（仮称）
 - ア 同機構を法定化する趣旨
 - イ 既存の組織として金融広報中央委員会等が存在する中で同機構を法定化する意義及び必要性
 - ウ 同機構の設置がいわゆる官の肥大化や天下りの受け皿と捉えられる懸念に対する大臣の所見
- (2) 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイザー制度の整備について、ビジネスとしての実現性及び制度の理念に沿った人材確保への懸念に対する政府の見解
- (3) 租税特別措置
 - ア 適用期限のある措置及び適用期限のない措置の数
 - イ 適用期限のない措置についての効果検証の方法
 - ウ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第4条第1項に基づく適用実態調査の対象が法人税関係の特別措置に限られている理由
 - エ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において個別措置ごとに適用上位10社の適用額及び割合が公表されている理由並びに公表対象を上位10社としている理由
 - オ 適用実態調査が義務付けられていない措置についての調査の必要性についての政府の所見
- (4) 消費税のインボイス制度導入
 - ア 複数の経過措置が併存することによる制度の複雑化への懸念に対する政府の見解
 - イ 制度について事業者の理解や納得を得て受け入れられる状況を作らねばならないとする意見に対する大臣の所見

前原誠司君（国民）

- (1) 消費税のインボイス制度導入
- ア 令和5年2月17日の財務金融委員会の大蔵省答弁のとおり、消費税を単一税率とした場合にはインボイス制度は不要となることの確認
 - イ 消費税の8%の軽減税率は低所得者層の負担軽減や逆進性の緩和につながるのか否かの確認
 - ウ 将来的に消費税率を見直し単一税率とした場合にインボイス制度を廃止する考えの有無
 - エ 直近の国勢調査に基づくインボイス制度導入による増収額
 - オ 上記エの資料の財務金融委員会への提出要請
- (2) NISA制度の抜本的拡充・恒久化
- ア 資産所得倍増だけではなく所得倍増も政府の目標に掲げるべきとの提案に対する大臣の見解
 - イ 資産運用において、カントリーリスクが同程度で為替リスクが無視できる程度である場合、金利が低い国と高い国のどちらで運用を行うかについての大臣の見解
 - ウ 国際金融センターの実現で日本への投資が増え、キャピタルフライトが相殺されるとする根拠
- (3) 自動車関係諸税
- ア 消費者の負担を減らすため自動車に関する税に係る本則の上乗せ課税を見直す必要性
 - イ 揮発油税の上に消費税がかかるという二重課税を是正すべきとの意見に対する政府の見解
 - ウ 揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税及び石油ガス税の4種の税を一本化する考えの有無
 - エ 自動車をめぐる環境変化を踏まえた税体系の見直しの中で走行距離に応じた課税やモーター出力税を検討する考えの有無

田村貴昭君（共産）

- (1) 税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設
- ア 税務相談の停止命令を発出できる基準や要件及び政省令へのそれらの記載の有無
 - イ 命令できる措置の内容及び政省令への記載の有無
 - ウ 本制度創設の立法事実該当する事件の具体的内容及び直近5年間における偽税理士行為の把握件数並びに偽税理士行為により検挙された事例
 - エ 本制度創設の趣旨及び税務相談という広範な活動が命令の対象となる理由
 - オ 現行制度では対応できない事例
- (2) NISA制度の抜本的拡充・恒久化及び資産所得倍増プラン
- ア 岸田内閣総理大臣が就任時に掲げた「令和版所得倍増計画」が「資産所得倍増プラン」に変わった理由
 - イ 日本銀行の金融緩和策と比較すれば微々たる額である個人の株式購入が企業成長を促すと期待できるとする理由
 - ウ NISA制度の抜本的拡充・恒久化による株式購入増が株価対策と捉えられる懸念
 - エ 社会保障制度が後退する中ではNISAの投資上限額を引き上げても投資が増えない懸念
 - オ NISA制度の抜本的拡充・恒久化が富裕層の資産増加に帰着するとの意見に対する政府の見解
 - カ いわゆる「1億円の壁」問題を是正する措置を本改正案に盛り込まれた措置だけでなく追加で講じる必要性についての大臣の見解
- (3) 消費税のインボイス制度導入
- ア インボイス制度導入に伴い生じる再生可能エネルギー固定価格買取（FIT）制度の買取義務者の消費税負担分が国民に転嫁される不公平さについての大臣の見解
 - イ 複数税率の下でインボイスが導入されないと生ずるとされる不公平な状態の具体的事例
 - ウ 課税売上高が1億円以下の業者には1万円未満の取引にインボイスを不要とする少額特例について、複数回の購入で合計1万円を超えた場合の適用の可否